

日 刊 新東京	No. 43	2008年11月4日(火)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5690-2847	内線 4353

# ロールパレットへの バーコード貼付について

郵便事業会社輸送部は本部に対し、ロールパレットへのバーコード貼付について説明を行ってきました。本社は、ロールパレットに貼付するためのバーコードシールを11月中旬を目処に全国の統括支店及び輸送拠点支店に送付し、11月下旬から明年3月末までの間に貼付作業を実施するとしています。

作業としてはロールパレット等にバーコードシールを3箇所（標札連携用、空回送用、予備用）に貼付していきます。

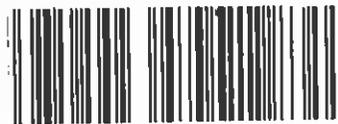
予備用については、将来的にパレットケースの管理を検討しており、その際に活用可能とするためとしています。本部は作業にかかる要員措置について本社に質し、本社は全国一斉にシールの貼付作業を行った方がより効率的な作業にはなるが、その分のコストが大きくなることから、作業期間を約4ヶ月間取った中で実施したいとのことです。

また、明年3月末時点では概ね8～9割程度の作業進捗を想定しており、4月以降も随時作業を進めていきつつシステムに乗せていくとの考え方を示してきたところです。

本部としては、システム稼働予定期に合わせて再度、本社に作業進捗状況を示させ必要があれば対応を図っていくこととします。

ロールパレット管理にかかる作業時間の削減や輸送子会社への荷量情報提供基盤の整備のために輸送容器に固体管理を行うバーコードシールを貼付するものです。

バーコードシールは11月中旬をめどに貼付作業実施支店に送付し作業実施支店は、全国の統括支店及び輸送拠点支店とするとしています。ロールパレット等に1台当たり3枚ずつバーコードシールを貼付していき作業期間は平成20年11月下旬～平成21年3月末となっています。パレットを日本一多く扱う新東京ですので、職場の業務に影響を及ぼさない体制づくりを基本に職場を注視していきます。



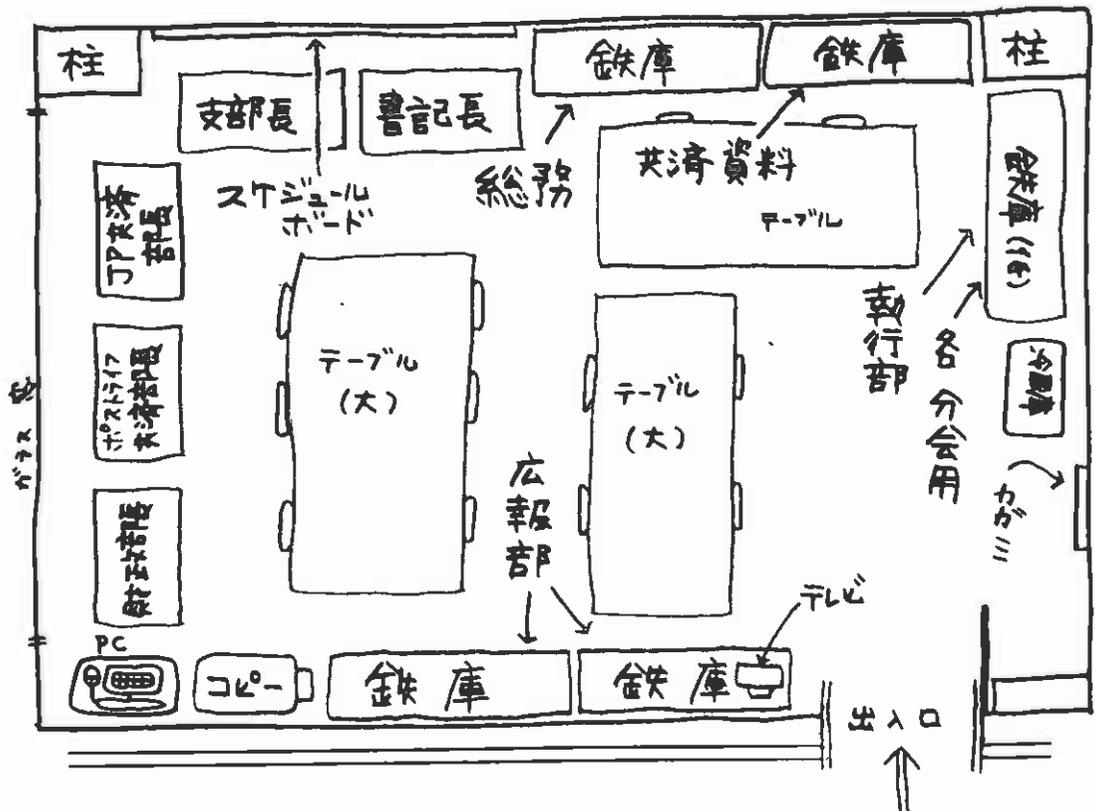
# JP労組東京新東京支部事業対策アンケートの 第一次集約について

政策部で取り組んでいる事業対策アンケートは、組合員の皆さんからの、意見・要望等をいただき、支部及び分会交渉等にて、支店側へ提言していきたくと考えているものです。11月となり、年末年始繁忙期を間近に控えています。お忙しいこととは思いますが、アンケートにご協力をお願いします。組合活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

①通常の業務を行っている際に、不安要素となっていることがありますか。②年末年始期に、業務を行うにあたって、不安要素となると思うことがありますか。③職場での悩み事などを相談できる上司や同僚がいますか？また、コミュニケーションは図れていますか？④そのほかに、意見・要望などがあればご記入ください。…といった質問ですが設問にとらわれずに何でも記入してください。

期間が限られていますので、全組合員対象とすることができませんでした。事業対策に関する提言はお近くの分会役員・支部役員までお願いします。集約もお早めに…。(^\_^)

## JP労組 新事務室 レイアウト (事務棟 2F 南はし)



日 <b>ア 新東京</b> 刊	No. <b>47</b>	2008年11月10日(月)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5690-2847	内線 4353

## 票札作成システムの導入

郵便事業会社オペレーション企画部は本部に対し、票札作成システムを導入するとの説明を行ってきました。

現在370支店に配備してあるケース票札作成機及びバーコード票札作成機に替えて新しいシステムを導入するというものです。

P-Netを通じて内務事務用PCを活用し、専用の票札出力用プリンタにて印刷を行うもので、現在のケース票札作成機及びバーコード票札作成機配備支店を基本に票札印刷用プリンタを現品更改するものです。

本社は、これによって保守費及び消耗品費を抑えることができると同時に票札のレイアウト変更（支社、本社のための操作）も自由に行えるとしています。

また、プリンタ設置場所調査がJ P労組への情報提供より先になってしまったことについて陳謝し、その上で今後のスケジュールとして明年2月中旬頃から配備予定支店の状況に合わせた工事を行い現在配備しているケース票札作成機及びバーコード票札作成機の保守費及び消耗品費を削減するため、平成21年6月を目途に新たに票札作成システムを開発し機器の更改配備を行いたいとしてきました。

本部は、施策自体に特に問題はないと判断するが、当然、設置場所調査の以前に情報提供があってしかるべきであり、今後このようなことがないように本社に対し、強く申し入れを行い諒承したところです。

基本的にケース票札作成機及びバーコード票札作成機の配備支店（現在370支店、一部変更あり）に配備する。

票札に表示されている各種情報の表示位置等レイアウトを自由に変更し、その内容を保存することができる。

票札の印刷機能として、あらかじめ設定したレイアウトを呼び出し、票札の内容（種別、あて先支店名、区分情報及び差立支店名）及び印刷数量を入力し票札を作成。また、票札の内容及び印刷数量を入力しておいたエクセルファイルを読み込むことで、連続して票札を印刷することができる。専用プリンタの故障等により票札が作成できなくなった場合、既存のプリンタ（内務事務PC用）で票札イメージを出力し臨時的な対応を行うことができます。なお、本機能は専用プリンタ未配備支店においても活用できます。



## 秋本廣昭さん頑張れ

「多くの方がドナー登録をして欲しい」家族は訴える

第一輸送課で退職された秋本廣昭さん(65歳)は現在、

通称「白血病」に罹り、虎ノ門病院に入院しています。

東京鉄郵、晴海、新東京と働き、組合活動を一緒にやってきた大先輩です。

口をとがらせて雄弁ではない熱い語り口が、印象の真面目な人で、多くの人から親しまれていました。

早めに退職をしてからも組合行事など色々な面で協力を

惜しまない人でしたが、今、白血病と闘っています。

白血病はいろいろな血液の病の総称です。

血液の形が合う人と骨髓液を移植することでほとんど完治するのですが、残念ながら

秋本さんは登録してある数万人のドナーとは形が合いませんでした。

もっと多くの方が登録していれば、秋本さんに限らず骨髓液を待っている年間二千人

いるといわれる人たちが病から救われます。以前は不治の病と言われた白血病ですが、骨髓液治療で飛躍的に改善されています。

「ぜひ、この機会に多くの方がドナー登録をして欲しい」と秋本さんのご家族は訴えています。

そして今、秋本さんは子供のへその緒に含まれている造血幹細胞をもらって直す治療(さい帯血移植)を十一月中におこなおうとしています。

このように新たな挑戦をしようとしています。皆さんの、暖かい応援をお願いします。そして、ドナー登録についても、ぜひ、関心を持たれるようお願いいたします。(投稿)

日 刊	 <b>新東京</b>	No. 4 8	2008年11月11日(火)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

## 平成 20 年度年末年始繁忙要求に対する 回答整理について ~東京地本~

東京地本は、9月16日に東京支社から提示を受けた「平成20年度年末年始業務推進計画」に対する、支部意見を集約した要求書を10月10日、東京支社に提出し精力的に交渉を行い、10月31日に概ね到達点に達したと判断したことから回答整理を行いました。

交渉にあたっては、東京支社の基本方針として昨年の評価・反省を生かし「品質向上」・「コスト低減」を柱とした年末年始業務推進計画としていることから、品質向上・コスト低減を意識した、ゆうパックオペレーション・年賀オペレーションを中心に東京支社と交渉を行いました。

主な交渉内容の口頭での確認項目は以下のとおりです。

### 1. 【基本項目】

(1) 地本は、支社の要求回答1では、「今期は品質向上を最大の目標として取り組み、お客様からの信頼を高めることで需要拡大を図り、併せて、コスト低減に取り組む」と回答しているが、今期は、第一に「品質向上」であり、「コスト低減」とは必要なコストは掛けるという考えでよいのか確認した。

また、支店段階でのコスト低減と品質向上の点で要員が確保されているのか把握する必要があり、チェックしているのか確認した。

(2) 地本は、昨年は三六再締結を行うこととなったが、安易な超勤発令を行わないことや、業務の進捗状況により作業の割り切りも必要であり、安易に特別条項を適用することは無という事で良いのか確認した。

支社は、今年のカレンダー（曜日まわり）の関係では、緊急的な対策を行うこともありえるが、昨年超勤で対応した部分については必要な要員を配置すると口頭で回答。

## 2. 【年賀関係】

- (1) 地本は、年賀後半集中が曜日回りから想定され、カラー管理の「青」の取扱いについて確認した。

支社は、全国的にも年賀区分機が入っているため、は東交換業務量は減ることで、カラー「青」が結束便以降に多く到着はないと想定しており、結束便以降の分は1月1日午後配達可能と考えているとしながらも可能な限りとした。

- (2) 地本は、区分機の稼働計画において一般信と年賀をどこまで2パス処理できるかがポイントになるため、具体的に年賀ピーク前とピーク時の稼働計画パターン切替の時期について支社の考えを確認した。

支社は、区分機稼働パターンの切替が重要とし、具体的には、区分機1台配備支店は25日もしくは26日、2台配備支店は28日からの切替と考えていると説明。

## 3. 【その他項目】

- (1) 地本は、大学入試関係郵便物は年明け早々に出始めるため、対策が必要な支店は要員確保のために、短期期間雇用社員の雇用延伸と早期に確保することを求めた。

支社は、再雇用となるが昨年も年繁期から支店の指導を行っており、早めに確保していくと回答した。



日 刊	<b>ア新東京</b>	号 外	2008年11月14日 (金)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784	内線 4353

## 2008年度年末手当

～ 支給月数「2.25月」分を12月10日支給でひとまず確認 ～  
「+α」分は継続交渉

本部は、08春闘時の要求である「4.5月」を確保するための「0.05月分に相当する15,000円」と併せて、「上期の業績に応じた+α」を含めた「2.25月+15,000円+α」を求め、今月12日まで妥結に向けて精力的な交渉を展開してきました。

しかし経営側は、上期の経営状況については、現在、作業中であり説明できる状況にないとしながらも、昨今の金融不安から始まった日本経済の先行き不透明感から、景気・経済の減退をはじめ、株価の下落等、郵政グループとしても今後の経営に大きなダメージが及ぶことが予想されることから、「15,000円を含めた+αを出せる好材料が見あたらない。」とし、「2.25月分のみを支給としたい。」との回答に終始してきました。

しかしながら、本部としては、支給日を12月10日(水)とするためには、最低1ヶ月前までには、妥結する必要がある、仮に交渉を長期化させて妥結が遅れると、支給日が早くても年末、遅ければ年明けまでにずれ込んでしまい、組合員の生活にも大きな影響を及ぼすこととなり、ます。以上のような理由から、本部としては、ひとまず08春闘時に確認している「2.25月」分のみを12月10日(水)に支給することで整理し、「15,000円+α」分については、上期の経営状況の詳細が固まり次第、経営側から説明を受けた上で精査し、早期に有額回答を引き出すよう、引き続き交渉強化を図っていく判断をいたしました。

なお、「15,000円+α」分については、今後の交渉状況を踏まえて、別途、交渉情報で周知していくこととします。

また、12月10日(水)に支給される「2.25月」分については、添付資料のとおり昨年同様の扱いで整理しており、職務段階別加算等のその他取扱いについても従前の取扱いとしています。

なお、一部の期間雇用社員については、民分化移行時の経過措置が「平成20年度夏期手当」で終了していることから、支給率が変更になっておりますので、ご了承願います。

### <正社員の支給月数(個人業績)の反映>

年末手当の支給は、全員一律支給分(基本分)と前年1年間(19年度評価)の個々の人事評価による点数に基づき個人業績が反映される(業績分)仕組みとなっています。

#### ①基本分+②業績分=支給額

	①基本分	②業績分	①+②
夏期手当(既払)	2. 15月	反映しない	2. 15月
年末手当	1. 00月	1. 25月	2. 25月
年間計	3. 15月	1. 25月	4. 40月

上記のとおり、年末手当の①基本分は、1. 00月、②業績分は、1. 25月分が標準支給となり、これに個々の人事評価結果や懲戒等により支給月数が増減します(下表参照)。

#### 【業績分】

評価区分	成績率	増減	支給月数	
A 評定	100 分の 175	+0.5月	1. 75月	
B 評定	100 分の 165	+0.4月	1. 65月	
C 評定(標準)	100 分の 125	±0.0月	1. 25月	
D 評定	戒告	100 分の 105	-0.2月	1. 05月
	減給	100 分の 95	-0.3月	0. 95月
	停職(1月未満)	100 分の 85	-0.4月	0. 85月
	停職(1月未満を除く)	100 分の 65	-0.6月	0. 65月
	その他	100 分の 115	-0.1月	1. 15月

なお、人事結果によるD評定は、△(マイナス)0. 1月となります。また、基準日(12月1日現在)前1年間の休職等(病休43日超、休職40日超、育児部分休業(日換算)40日超)による場合についても△0. 1月となるほか、年末手当対象期間での処分は、戒告△0. 2月、減給△0. 3月、停職△0. 6(1か月未満を除く)~△0. 4月(1か月未満)となります。

### <期間雇用社員の経過措置の扱い>

月給制契約社員及び対象期間における実際勤務日数が120日以上の時給制契約社員等のうち、対象期間の全期間において1日の正規の勤務時間数が8時間である時給制契約社員等については、民営分社化以降の経過措置(1.3(昨年末)→1.5(今年夏期))終了に伴い次のとおりとなります。

○月給制社員 【基本賃金額×0. 3×1. 8】

○時給制等社員 【基本賃金の合計額÷6×0. 3×1. 8】

日 刊	<b>JP 新東京</b>	No. 5 2	2008年11月17日(月)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

## 平成 20 年度 年末年始業務運行対策に伴う 職場事業推進委員会を開催

去る11月14日(金)に、職場事業推進委員会が開催されました。今年度のキャッチフレーズは、『品質UPとコストDOWN 総力結集2008 年末年始』で、新東京支店における、年末年始期の業務運行対策について説明を受け、意見交換を行いました。

まず、支店より今期年末年始期業務運行の特徴の説明があり、今期のオペレーションは、①ゆうパックの処理を、新棟を使用せず、本社屋でのみ行うこと、②年賀移管物数・支店数を減少させることによる、東京全体の受け皿としての機能を発揮すること、③各運送便の有効活用を行うことによるコスト削減の3点が特徴となっているとの説明がありました。

その後、各種オペレーションごとに、意見交換を行いました。

ゆうパックオペレーションについては、平常期よりさまざまな要因となっている運送便や設備面での問題、年末年始期特有の問題点など各執行委員から説明を行いました。

また、年賀・各種郵便物のオペレーションについても、レイアウトや各課間での授受などの問題点について、説明を行いました。

併せて、職場の現状を細かに説明した後、支店より改善策等について説明を受けました。

今期年末年始期については、昨年の反省点・要望事項等を踏まえ、各種取扱方法等は改善されておりますが、現段階でも未定稿な取扱がある部分もあることから、早期に決定するよう要望を行いました。

最後に、下山支部長より、社員の勤務時間管理や健康管理面でのサポートを依頼し、委員会を閉会しました。

もしもの時の保険、あなたはどのようにしていますか？

## 大型生命共済『きずな』新規加入のご案内

現在、J P 労組では、大型生命共済『きずな』の新規加入の募集を行っております。

「労働組合で生命共済の募集？」と、お考えの方もいらっしゃると思いますが、労働組合だからできる大型生命共済『きずな』の制度です。

生命保険など、加入をお考えの方は、この機会にご検討してみてくださいはいかがでしょうか？

・・・きずなの特徴・・・

### 1 お手軽な掛金で大きな保障

J P 労組、独自の共済制度ですから、お手軽な掛金で加入できます。  
(月々の掛金 675 円で 300 万円の保険金が支払われます。)

### 2 1年ごとに剰余金を配当金として還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として毎年、加入者へ還付しますので、実質的な負担が軽減されます。

なお、2007年度は約35%の配当率でした。

(例→掛金 675 円×12 か月×0.35=2,835 円の配当金が還付。)

### 3 受給方法は、3方式

万が一(死亡又は高度障害)の場合、共済金の受給方法は、①金額一時金、②全額年金、③一時金と年金の分割の3方式を選択できます。

### 4 毎年、保障を見直せます

毎年1回、加入内容の変更ができますから、家族構成の変化に合わせた保障の見直しができます。(例年9月～11月下旬に実施)

### 5 退職後も満80歳6ヶ月まで継続加入できます

「きずな」加入者は退職後に「退職・非適継続コース」に切り替えをすることにより、組合員・配偶者ともに80歳6ヶ月まで継続することができます。

詳しい説明をお聞きになりたい組合員のみなさんは、各執行委員までお尋ねください。(平日の昼休み[12:20頃から12:50頃まで]に、組合事務室でも説明を行っています(^)) ※ 続きは次号へ・・・!!

日 刊	<b>JP 新東京</b>	No.54	2008年11月19日(永)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

## 「空っぽのポスト」

これは、ある弁論大会で鹿児島県の高校生が発表した内容を要約したものです。

「人口1,577人、そのうち766人が65歳以上の高齢者。あなたはこの数字からどんなところを想像しますか。この数字は奄美大島の先、加計呂麻（かけろま）島の人口です。ここはとても不便な所で、本屋もコンビニも、番号ありません。夜9時を過ぎると開いているお店もありません。それでも、自然が多く、人と人との繋がりが深いこの島が私は大好きです。

その加計呂麻島が国から見捨てられようとしています。郵政民営化後、今まで以上に不便な島になりました。毎日手紙が届く、みなさんにとっては当たり前のことだと思えます。もう3日も郵便配達員を見ていないということが想像できますか？これが島の現状なのです。

最初に言ったとおり、島の約半数がお年寄りです。元気な人も勿論いますが、足が悪かったり、目が悪かったりで出歩くことが出来ないお年寄りがたくさんいるのです。そんな島のお年寄りにとって郵便配達員はとても大切な存在です。一人暮らしのお年寄りにとって、年金の受取り、保険の支払い手続きはとても大変な作業です。そのため、今までは郵便配達員が必要な家を一軒ずつ回って、お金の引渡しや支払いの説明をしてきていました。これは、生活に必要不可欠なライフラインでした。

しかし今はそんなことをしてくれる郵便局員はいません。これは、田舎だからしょうがないことなのではないでしょうか？ 民営化した以上は黒字にしなければなりません。郵便物が少ない上に範囲が広くて、道の入り組んだ加計呂麻島で配達をし、お年寄りの家を回っていたら、お金がかかってしょうがないでしょう。島の配達は今後週一回になると噂されています。それではますますこの島は不便なところになってしまいます。

郵政民営化によって、以前よりも快適にサービスを受けられるようになった地域もありますが、その陰には加計呂麻島のように不便な生活を強いられることになってしまった島もあるのです。

格差社会、高齢化、少子化、日本には様々な問題がありますが、他人事だと思わずに身の周りにも目を向けて欲しいのです。どんどんさびれていく自分の故郷を見るのはとても辛いのです。このような事例は他の多くの過疎地域にも当てはまると思います。

私たちが普段ニュースで見ている事柄は遠い世界で起こっているわけではありません。もう一度それがどういうことなのか、自分達にどう関わっていくのかを考え、意識して生活して欲しいと思います。」

以上が、弁論の内容ですが、その後これが地元の新聞にも掲載され話題になったことで、郵便事業会社が動き、加計呂麻島の集配サービスを民営化前と同様に維持する対策がとられました。又、同時に郵便局会社の渉外担当者が近くの島から2～3日に1回程度、島内を巡回する措置もとられたそうです。



日 刊 新東京	No.	2008年11月20日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

# 年賀葉書及びかもめ～る 交換制度の改善について

臨時出張所などでお客さまから「プーさんないの?」「ここで交換してくれるの?」とよく聞かれますが、サービス向上の観点から、内国郵便約款を改正し、年賀販売期間中、服喪や誤購入に対する交換の場合、再販可能な寄付金付(販売額55円)及びインクジェット写真用(販売額60円)について、料額印面額により交換していたものを、販売額での交換を可能となりました。

ただし、再販可能の対象外としては、①印刷、記入済み等の場合、②エコ葉書(販売価格45円)及び四面連刷(販売価格200円)、③販売時のパックが開封されているインクジェット写真用(表面が柔らかく指紋などが付きやすいため)、があります。

また、今回の約款変更に伴い、郵便窓口事務機で処理が行えず、一部手処理が必要な場合が発生するとしています。

手処理となるものは、払い出す年賀葉書に広告付葉書(45円)、寄付金付(55円)、インクジェット写真用(60円)が含まれる場合であり、①切手類交換整理票の手書き作成、②切手箱の在庫からではなく、局在庫から「実地棚卸(減)」としての払い出し、③差額が発生した場合の決済系システムへの入力——等が必要であるとしています。

本部は、今回の内国郵便約款の変更を伴う交換制度の改善については、お客さまからの改善要望が多く寄せられていたことから、改善内容については理解するものの、監督省庁からの指摘により喫緊に行うべき改善であったわけではなく、郵便事業会社が能動的に行った改善であるにもかかわらず、年末始のフロントライン繁忙期に手処理による事務が発生する点について、前もってシステム対応を行うべきである旨強く申し入れを行いました。

種 類	販売額	料額印面	交換時の金額(手数料無料)	
			再販不可	再販可能
寄付金付	55円	50円	50円	55円
インクジェット写真用	60円	50円	50円	60円

日  
刊

# 新東京

NO. 59

2008年11月27日(木)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784

内線 4353

## 『年末年始短期アルバイト』 の給与支給日について

本日（26日）郵便事業会社は本部に対し、年末年始短期アルバイトの給与支給日について、12月期、1月期の勤務実績を合算した一括支給を1月中に行うと説明をしてきました。

昨年までは、12月実績分を1月に支給、1月実績分の数日間を2月に支給としてきましたが、今年末始に関しては、1月中に一括払いとなります。

具体的には、12・1月期の勤務実績を合算して、（1月7日までの雇用終了者に限る）1月23日（金）に支給となります。

また、雇用人数の多い支店については、（1月12日までの雇用終了者に限る）1月30日（金）に支給されることとなります。

後者の場合一週間遅れるかたちになるのかなと思いますが、まずは1月中に支払われることになりました。

本部は本社に対しこの間、年末年始短期アルバイトの給与支給を「日払い」「週払い」「雇用期間終了時一括払い」等も含めて検討するよう求めてきましたが、現行システムでは支店及び人事・経理集約センターにおける負担がかなり掛かるため、今回は12月・1月期の給与を合算して1月中に支給となりました。次年度以降においては、システムの改修も含めタイムリーな支給方法を引き続き本社に求めていくこととします。

日 刊

# 新東京

No.60

2008年  
11月28日(金)

日本郵政グループ  
労働組合  
新東京支部  
広報部

03-5606-6784  
内線 4353

## 普通扱いとする代金引換ゆうパックの取扱方法の見直し

平成20年11月27日(木)から実施

これまで、記録扱いとして送達証を作成している「普通代引ゆうパック」を「普通ゆうパック」同様の扱いとし、送達証の作成を廃止するといふものです。

本社が臨店してのヒヤリングの結果として、新東京支店においては試行前(一〇月27日)〜31日の5日間、新東

京支店を起点とする東京都区内で(試行)の有証取扱い数量約12、500個中、約2、900個が無証取扱いとなり、スムーズな処理が行われたとされています。また配達支店においては到着区分後のマークシートチェック(配達日・時間帯確認の為)時に代金引換の記載確認作業を行った結果、1

0、686個の取扱中、料金未収納となったケースはなかったとされています。

今回、実施までの期間が非常に短期間に設定されているが、この見直しは各支店での作業の効率化、作業負担軽減に伴う結束の確保及び処理スピードの効果的活用による円滑な業務運行を確保する観点から、最も効果が上がる年繁期からの実施となりました。年繁期における統括支店の役割は非常に重大であることから、取り扱う社員への遺漏なき周知及び周知状況の確認は本社・支社が責任をもって行うことを再確認しました。